

浦安市競争入札実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、浦安市が発注する建設工事及び物件の買入れその他の契約において実施する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による一般競争入札及び指名競争入札（以下「対象案件」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名競争入札)

第 2 条 対象案件のうち、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の規定により指名競争入札によることができる場合であつて、次に掲げるものについては、指名競争入札とすることができる。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業務
- (2) その他市長が認めるもの

(電子入札)

第 3 条 対象案件の入札執行に係る手続きは、千葉県電子自治体共同運営協議会が運営する「ちば電子調達システム」（以下単に「システム」という。）により行う。

2 入札は、電子証明書を記録した IC カード（以下単に「IC カード」という。）による電子入札のほか、紙の入札書により行うものとする。
（以下、紙の入札書により行う入札を「紙入札」という。）

(入札参加者の資格要件等)

第 4 条 次に掲げる各号のいずれかに該当するものは入札に参加できない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を当該案件の公告の公示の日（指名競争入札においては、指名の通知の日）から入札の日までの間に受けている者。

- (3) 当該案件の入札の日前、2年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は6か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出した者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。
- (6) その他、対象案件の種類又は性質により設けた資格要件を満たしていないもの。

（予定価格等の公表）

第5条 すべての対象案件について、予定価格を入札執行前に公表するものとする。

2 業務委託及び建設工事に係る最低制限価格又は低入札調査基準価格は、入札執行後に公表するものとする。

3 予定価格を入札執行前に公表する場合は、浦安市契約事務規則（平成8年規則第24号）第5条の規定による公告、または、同規則第18第2項の規定による指名通知の際に併せて行うものとする。

4 最低制限価格又は低入札調査基準価格を入札執行後に公表する場合は、予算執行者は、浦安市契約事務規則第8条の規定により作成した予定価格調書を封筒に入れて封印し保管するものとする。

（一般競争入札の参加申請）

第6条 一般競争入札において、入札前に入札参加資格の確認が必要な場合、入札参加者は、入札参加申請書（別途指定様式）を提出しなければならない。ただし、紙入札の場合は、同様式に使用届出印を押印し、浦安市財務部契約課に持参のうえ提出しなければならない。郵送等による提出は認めない。

2 前項における参加申請期間は、原則として3日間とする。

(入札書の提出等)

第7条 紙入札により入札書を提出する場合は、浦安市契約事務規則に定める入札書及び内訳書（必要な場合。様式は任意とする。）を長3封筒に封入・封緘・封印し案件名、開札日、会社名、会社所在地を記入の上、浦安市財務部契約課に持参するものとする。郵送等による提出は認めない。

2 対象案件の入札書提出期間は、原則として3日間とする。

3 入札参加者は、入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 入札回数は、1回とする。

(入札辞退)

第8条 入札を辞退するときは、入札書提出の期限までに、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札の場合は、入札辞退届（別途指定様式）を浦安市財務部契約課に持参のうえ提出しなければならない。郵送等による提出は認めない。

2 入札参加者は、入札辞退届を提出した後は、撤回することはできない。

(一般競争入札における落札候補者の決定)

第9条 一般競争入札の開札の結果、落札候補者を決定し、事後審査のため入札を保留するものとする。

2 有効な最低価格申込者が2以上あるときは、くじにより実施して、第1落札候補者を決定するものとする。

(入札参加資格審査)

第10条 落札候補者は、入札参加資格の確認に必要な書類等（以下「資格確認書類」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された資格確認書類の審査を速やかに行うものとする。

(事後審査の順位)

第 11 条 落札候補者の入札参加資格審査は、第 1 落札候補者から順に審査し、当該入札参加資格要件を満たしている者が確認できるまで審査するものとする。

2 前項の規定により資格要件を満たしている者を確認したときは、その者を落札者として決定するものとする。

3 前項の規定により落札者を決定したときは、その旨を入札参加者に通知するものとする。

(指名競争入札における落札者の決定)

第 12 条 指名競争入札の開札の結果、落札者を決定したときは、その旨を入札参加者に通知するものとする。

2 有効な最低価格申込者が 2 以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札の取りやめ等)

第 13 条 指名競争入札において、入札者参加者の数が 2 を下回る場合は、入札を取りやめるものとする。

2 システムの障害等により、システムによる入札の執行ができないことが判明したときは、紙入札による入札執行へ移行または入札の執行を延期するものとする。

(失格となる入札)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する入札参加者は、失格とする。

- (1) 浦安市契約事務規則第 11 条に該当する入札をした者
- (2) IC カードを不正に使用し入札をした者
- (3) 内訳書の提出を必要とする入札において、内訳書を提出しなかった者
- (4) 低入札調査により不適格とされた者
- (5) 予定価格を超える金額で入札をした者

- (6) 最低制限価格を下回る金額で入札をした者
- (7) 一般競争入札において、期限までに資格確認資料を提出しなかった落札候補者
- (8) 第 10 条の審査で不適格とされた者

(入札結果の公表)

第 15 条 入札結果の公表は、落札者の決定後、速やかに行うものとする。

(補則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、入札の実施に当たっては、法令及び千葉県電子自治体共同運営協議会の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。